

# 令和4年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年 4月12日(火) 午後1時30分から午後2時55分

2. 開催場所 鳥取市人権交流プラザ 3階 大ホール

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	14番	福安	修
〃	2番	村田幸範	〃	15番	上田壽一	博
〃	3番	河毛早苗	〃	16番	藏内敏博	雄
〃	5番	下田義男	〃	17番	砂川重雄	一
〃	7番	建部憲二	〃	18番	依藤利一	博
〃	8番	川上信温	〃	19番	竹森潔	一
〃	9番	猪口実	〃	20番	香川恵	一
〃	10番	福田克彦	〃	21番	柳田和廣	一
〃	11番	中村精	〃			
〃	12番	福田淳一郎	〃	23番	加藤修	一
〃	13番	山田準二	〃	24番	岩永正司	一

4. 欠席委員 (1名)

委員 22番 石谷隆 委員

5. 報告委員 (農地利用最適化推進委員: 1名)

青谷町 津本和美

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第	1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第	3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第	4号	非農地証明について
議案第	5号	下限面積(別段の面積)の設定について
議案第	6号	鳥取市農用地利用集積計画について
議案第	7号	鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
- (3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
- (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

7. 事務局 谷口局長 田中局長補佐 堀係長 坂本主任

8. 会議内容

	開会：午後1時30分
事務局 長	ただ今から、令和4年度第1回鳥取市農業委員会総会を開会します。 農業委員会憲章の唱和は省力します。 それでは、濱田会長にあいさつをいただきます。 (会長あいさつ)
事務局 長	まず、定足数の確認ですが、本日は議席番号22番の石谷委員から欠席の報告がありました。24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立していることを報告します。 また、これ以降は、鳥取市農業委員会会議規則第4条第1項の規定に基づき、会長に議長として進行をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は、議席番号20番 香川委員、21番 柳田委員をお願いします。
議長	それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	差し替えを配布していますので、そちらをご覧ください。整理番号5番、佐治町高山の案件ですが、2筆ありましたが、1筆記載が漏れていましたので追加しています。 整理番号1番から6番まで計6件ありまして、整理番号1は贈与の所有権移転、整理番号2番から6番までは売買による所有権移転となっています。 整理番号1番につきましては、備考にも記載していますが、譲受人は譲渡人の父と長年、申請地で耕作しており申請面積と経営面積が同じになっています。新規就農ではありません。 また、整理番号4番は先月の総会で空き家に付随した農地として別段面積を1アールに引き下げが承認されたものです。 すべての申請が農地法第3条第2項各号の許可をすることが出来ない事項に該当していないため、許可要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、整理番号1番を審議します。担当推進委員、津本委員の報告をお願いします。
津本委員	この申請地は青谷町と気高町にまたがる五本松地区というところの申請です。申請地は12筆ありますが、すべて花木が栽培されています。この案件は備考欄にも書いてありますが、昨年亡くなった譲渡人の父親と譲受人が共同で耕作していたものです。 相続人である譲渡人は県外に住んでおり、鳥取に帰って農業することはできないため、これまで一緒に耕作していた譲受人に無償で贈与したいという申請です。 譲受人は現在も精力的に花木栽培をやっており、贈与について何ら問題ないと考えます。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に移ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議はございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号2番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。

加藤委員	担当推進委員と現地確認しました。この農地はもともと1,300㎡ぐらいあったものが300㎡はすでに譲受人が購入し宅地になっています。今回の申請はこれまで県が資材置き場として利用していたものが農地復元されたので、譲受人が栽培するために購入するものです。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号3番を審議します。担当推進委員、津本委員の報告をお願いします。
津本委員	整理番号3番も青谷町と気高町にまたがる五本松地区の申請地です。農業委員と事務局、私の3名で現地確認しました。この申請地は譲受人が現在、借りて耕作しているところです。今回それを売買したいというものです。 譲受人は、五本松地区で、かなり広く花木栽培をやっており、栽培も地域の状況や基準に合わせて適切に耕作されていると認めました。 農業委員と協議した結果、問題ないだろうということになりました。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号4番を審議します。担当農業委員、福田委員の報告をお願いします。
福田(淳)委員	担当推進委員と現地を確認しました。先月の空き家バンクにからむ農地です。譲受人はこれまで農業をやったことはありませんが、業者に指導を受け、隣から6m離してミカンと柿を植えたいということで、周りの所有者からも了解を得ているということでした。 今後、適切に栽培できているかどうか見て、指導していかないといけないと考えています。
議長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。続きまして整理番号5番を審議します。担当農業委員 福安委員の報告をお願いします。
福安委員	担当推進委員、譲渡人、譲受人、私の4人で現地立会を行いました。現在、梨園として栽培されています。周辺も梨園です。 譲渡人は高齢で栽培してくれる人を探していたものです。譲受人は、佐治町に地域お

		<p>こし協力隊として活動されていて、実際に農業をやっていききたいということで、現在1反ほど梨園を栽培しています。</p> <p>私としては、若い人が下限面積をクリアして農業に取り組んでいこうとする姿、ぜひとも育ててもらいたい人材だと思っています。</p> <p>チェックシートに照らし合わせても、何ら問題ないということで許可相当と判断しました。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 整理番号6番を審議します。担当農業委員、安東委員の報告をお願いします。</p>
安東委員		<p>推進委員2名と譲受人、私の4名で現地確認を行いました。譲渡人とは事前に電話で確認し、申請の通りですということでした。譲受人は会社員ですが母親と2人でやっています。農地面積は9,000㎡ほど農地を持っており、その内8,000㎡は水田にされています。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等各1台所有しています。</p> <p>申請地はこれまで耕作放棄地になっていましたが、今年1年かけて水田にするということでした。チェックシートに照らし合わせても問題ないので許可相当と考えます。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。 整理番号6番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局		<p>申請地は河原町谷一木、転用目的としては墓地となっています。農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。</p>
議	長	<p>整理番号1番を審議します。担当農業委員 岩永委員の報告をお願いします。</p>
岩永委員		<p>今回の申請は、申請者が自分の畑に墓を持って降りるというものです。現在の墓は、行く道中、土砂崩れが2回もあり、修復不可能ということで、この度畑に移転するものです。近隣の住宅からは許可を得られていますし、周りに墓地もあり何ら問題ないと思います。現地確認は、推進委員と2人で行ってきました。</p>
議	長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>

議	長	異議なしと認めます。よって本案は原案どおり許可決定いたしました。 以上で議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を終わります。 続きまして、議案第3号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。		
事	務	局	整理番号は1番から5番までの5件となっています。 整理番号1番、申請地は西大路、転用目的は資材置場、農地区分は第1種農地、許可根拠は集落接続となっています。 整理番号2番、青谷町紙屋、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号3番、河原町山手、転用目的は住宅建築、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号4番、福部町海士、転用目的は太陽光発電施設、農地区分は第2種農地、許可根拠は代替地なしです。 整理番号5番、河原町佐貫、転用目的は駐車場、農地区分は第3種農地、許可根拠は原則許可となっています。	
議	長	それでは、整理番号1番を審議します。担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。		
下	田	委	員	譲受人、事務局、推進委員、私で現地を確認しました。申請地は数十年耕作されていない農地で、譲受人の自宅の目の前にあります。自宅に稲の乾燥機があるが、ゴミやほこりが舞うため、できればそこに乾燥施設を建てたいとのことでした。 転用による周りの農地に影響を及ぼすことはなく、許可申請は妥当と判断しました。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)		
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号1番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)		
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号2番を審議します。担当農業委員の竹森委員の報告をお願いします。		
竹	森	委	員	推進委員、事務局、譲渡人親子、私の5人で現地確認を行いました。太陽光発電には営農型と農地転用型の2種類ありますが、今回は農地転用型の太陽光発電施設の申請についてです。現地は平成12年に換地処分がありましたが、譲渡人は耕作せず、すぐに人に貸し、借り受け人は畑として利用していました。借主も高齢となり耕作をやめ、5年ほど前から耕作放棄地状態となっていました。譲渡人の長男も耕作する予定はないため、太陽光発電施設を検討することになったようです。 申請地の周りは農協の建物があり、被害防除計画に基づいて周辺農地に配慮し、地元自治会区長、農事実行組合から同意を取り付けており、農業上の問題はないと思います。チェックシートに照らし合わせても問題ないと判断します。
議	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)		
議	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号2番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)		
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。		

		整理番号3番を審議します。担当農業委員の猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人の家の裏に畑があり、この畑の一部を使用するという事です。この畑自体が村中にある畑で、農地の中にある畑ではないので問題ないと判断しました。推進委員と事務局、私で現地確認しました。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号3番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号4番を審議します。担当農業委員の香川委員の報告をお願いします。
香川委員		私と推進委員、事務局で現地の確認をしました。譲受人に連絡を取りましたが、広島 の会社で、当日は都合が悪いということでしたので、後日電話での確認ということに しました。譲渡人は水稻を作っていましたが、体調を崩され、ここ数年は耕作していない 農地でした。 この農地を広島の会社が購入して太陽光発電施設にするという計画のようです。現地 を確認したところ、周辺に農地は一切ありませんので太陽光発電施設による農地への影 響はないものと考えます。排水、その他についてですが、周辺にはきちっとした排水路 があり、正常に流れていることを確認しました。業者に確認したところ、きちっと排水 を行うとのことでした。事業につきましては、許可が出次第取り掛かりたいということ でした。 周辺に農地はなく、東側は駐車場、西側は店舗、北側は道路、南側はため池がありま すが、このため池は最近使われてなく、堆積物が多くほとんど埋まっている状態であり 何ら問題ないと確認しました。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号4番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 整理番号5番を審議します。担当農業委員の猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		これは横に豆腐屋さんがありまして、豆腐屋さんの敷地内に4、5台分の駐車場はあ るが、来客があった場合、道路上に止めないといけないということで、危ない状態にな っている。 譲渡人は市街地に住んでおり、自宅には高齢な母親が一人いるだけで耕作できる状況 ではない。本人も、ここに帰ってきて農業をする気がない。この農地は道路から1m 5 0cm下がったところにあり、非常に危なく出るときに見通しも悪い。 その土地を豆腐屋が買って埋め立てをし駐車場を追加するというものです。
議長	長	質問、意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	長	無いようですので採決に入ります。 整理番号5番につきまして原案どおり許可決定することに異議ございませんか。

		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、本案は原案どおり許可決定とします。 以上で議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を終了します。 引き続き議案第4号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	整理番号は1番から22番までとなっています。市街化区域は19番、20番、21番の3件となっています。 整理番号3番は取り下げによる欠番です。整理番号9番についても取り下げということです。取り下げ理由は一身上の都合とのことでした。整理番号18番、こちらも取り下げとなっています。理由は承認見込みがないからと取下げ書に記載されていました。 申請地、申請者、事由、現況につきましては、議案書に記載の通りです。
議	長	整理番号1番、2番は関連がありますので一括で審議します。担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。
田	渕	委員 整理番号1番と2番は15メートルぐらいしか離れていない場所で、現地確認を両者一緒にさせていただきました。現地確認は1番の申請者、2番の申請者、推進委員、事務局、私の5人で行いました。 現地は道路沿いの山で、1番については樹齢40～50年の杉が林立していました。申請者は両親が耕作していたころのことは知らないとのことでした。 2番にはヒノキが植えられておりこちらも、いつ頃植えられたかわからないものでした。両者とも40年以上前から耕作していないということでした。 申請地は山の急斜面で、たとえ木を切ったとしても、農地としては利用できないと考えられます。非農地として問題ないと判断しました。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に入ります。 整理番号1番、2番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 整理番号4番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上	田	委員 私と推進委員、事務局の3名で現地確認を行いました。昭和50年ごろに住宅、農機具倉庫を建築し、現在は宅地として利用されているものです。周辺の農地には何ら問題ないと思います。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ありませんでした。
議	長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	無いようですので、採決に入ります。 整理番号4番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 引き続き整理番号5番を審議します。 担当農業委員、下田委員の報告をお願いします。
下	田	委員 事務局と推進委員、私の3名で現地確認しました。現地は車が通行することが出来な

いような場所にありまして、現況は竹林で竹が生えている状況でした。長期間耕作放棄された為、原野化し、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地になります。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号5番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。  
整理番号6番を審議します。担当農業委員、竹森委員の報告をお願いします。

竹 森 委 員 事務局、推進委員、申請者、私の4名で現地確認しました。現地はやぶの状態、20年以上放置されてきたということです。

議 長 では、質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号6番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認いたしました。  
引き続き整理番号7番を審議します。担当農業委員、加藤委員の報告をお願いします。

加 藤 委 員 推進委員、事務局、私で現地確認を行いました。この案件の土地の周りはすべて原野化しているところです。  
昨年夏ごろの非農地証明が出された時の地番漏れです。周りはすべて許可を受けております。同じ条件であり、許可妥当と考えます。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号7番について原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。  
整理番号8番を審議します。担当農業委員、田渕委員の報告をお願いします。

田 渕 委 員 申請者の家族、推進委員、事務局、私の4名で現地確認を行いました。30年以上前に倉庫を建てられ宅地として利用されています。人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し農地行政上も特に支障のないと認められる土地になります。

議 長 質疑・意見はございませんか。  
(質疑・意見なし)

議 長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。  
整理番号8番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。  
(異議なし)



議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 関連がありますので整理番号10番、11番、12番、13番を一括で審議します。 担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。
上田委員		4件とも、20年以上前から耕作していなく原野化しています。もとは畑だったようだが、耕作される人がいなくなり放置されていたものです。 推進委員と事務局、私の3名で現地確認を行いました。もう農地への復旧は望めないところですが。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと考えます。
議	長	質問・意見はありませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号10番、11番、12番、13番について原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号14番を審議します。担当農業委員、中村委員の報告をお願いします。
中村(精)委員		事務局、推進委員、私で現地確認を行いました。道路を挟んで向かい側に自宅があり、申請者の父親が車をとまるために駐車場を作り、農業用倉庫も建てたようです。 転用の事実行為から20年以上経過し農地行政上も特に支障のないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号14番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号15番を審議します。担当農業委員、猪口委員の報告をお願いします。
猪口委員		ここに行くには、軽トラが通れるかどうかという道であり、現地には行けなかった所以对岸から確認しました。 原野で雑木が生えており、平地化することが不可能で、とても田畑にすることは困難と考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号15番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号16番を審議します。担当農業委員、山田委員の報告をお願いします。

山田（準）委員	<p>私と推進委員、事務局の3名で現地確認しました。現地は集落の中にありまして、元々住んでいた方が県道近くに家を持って出られ、空いている屋敷になっています。母屋が建っていたところは既に取り壊されています。あと小屋が2つ建っていますがこれも長く使っていないことから屋根がボロボロで雨漏りしている状態の建物が残っています。</p> <p>今回は奥の家が道を広げて車で入れるようにしたいということから、利用しようとしたら農地のままだったので今回の申請になったものです。</p> <p>50年以上前から家が建っていたと考えられ、集落内で、周りには農地がなく影響はないと考えます。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議員	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号16番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号17番を審議します。担当農業委員、上田委員の報告をお願いします。</p>
上田委員	<p>この案件は、道路ができたときに残地が19㎡残ったもので、農地としては20年以上前から耕作しておらず、雑種地となっている。</p> <p>私と推進委員、事務局で現地確認しました。チェックシートに照らし合わせても何ら問題ないと考えます。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号17番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号19番を審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は宮長、現況としましては、昭和55年に住宅を建築し、現在も住宅の敷地として利用しているというものです。</p> <p>人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地となります。</p>
議長	<p>質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号19番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号20番を審議します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請地は南安長1丁目、現況は昭和47年に住宅を建築し、住宅の敷地として利用していたが、現在は建物を取り壊し更地になっている状況です。</p>

		人為的潰廢地で転用の事実行為から20年以上経過し、農地行政上も特に支障がないと認められる土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号20番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 引き続き整理番号21番を審議します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		申請地は国府町分上2丁目、現況は長期間放置された土地で、現在は共同住宅の隣接地として管理されています。 長期間耕作放棄された為、自然潰廢した農地で復旧が困難な土地になります。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号21番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 整理番号22番を審議します。担当農業委員 砂川委員の報告をお願いします。
砂 川 委 員		事務局と私、推進委員、申請者で現地確認を行いました。現場は建物が建っており、頼まれてここを購入されたそうです。現状で20年以上たっていて問題ないと考えます。
議	長	質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議	長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号22番について、原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認しました。 以上で議案第4号「非農地証明について」を終了します。 続きまして議案第5号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局		別紙1の資料をご覧ください。空き家バンクに登録してある空き家に付随する農地について別段面積および区域の指定申請がありました。農地法施行規則第17条第2項の適用により、この農地の下限面積が1アールに下げられることになり、今後3条の申請が提出される予定です。 申請地の状況につきましては、場所は鳥取市下味野、地図を見ただけであれば分かると思いますが、空き家と農地の距離は直線で100mぐらいとなっていて、無理なく耕作できる範囲となっています。 空き家に付随した農地について要綱上も問題ないと判断しています。
議	長	担当農業委員 上田委員の報告をお願いします。

上田委員	私と推進委員、事務局で現地を確認しました。空き家バンクに登録されており、空き家に付随した農地かどうかを確認したわけですが、空き家と畑地が100mほどの距離ということで、何ら問題ないと思います。
議長	質問・意見はありませんか。 (ありません)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第5号「下限面積（別段の面積）の設定について」原案どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認されました。 続きまして議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	別紙の農用地利用集積計画をご覧ください。まず1か所訂正をお願いします。15ページ受付コード04-352の所在が用瀬町刈地になっていますが正しくは佐治町刈地です。それでは説明に移ります。 利用権を設定しようとする者が新規64件、更新が58件、合計122件となっています。面積は田が422, 690㎡、畑73, 144㎡、樹園地その他24, 021㎡合計519, 855㎡です。権利種別の内訳は賃借権が58件、使用貸借によるものが64件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第4項の要件に照らし合わせたところ特に問題はありませんでした。
議長	議案第6号につきまして一括して質疑・意見を伺います。何かありませんか。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第6号「鳥取市農用地利用集積計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。 引き続き、議案第7号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	農用地利用配分計画案をご覧ください。 農地面積の内訳は田273, 858㎡、畑10, 543㎡、総計284, 401㎡となっています。権利種別の内訳は、賃借権が108件、使用貸借による権利が35件の合計143件となっています。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ問題ありませんでした。
議長	一括で質問・意見を受け付けます。 (質疑・意見なし)
議長	無いようですので、採決に移ります。 議案第7号「鳥取市農用地利用配分計画について」、原案どおり決定することに異議ございませんか。 (異議なし)

議	<p>長 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり決定いたしました。それでは、報告事項に移ります。何か質問・意見はございませんか。</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 農地法第4条第1項第9号の例外規定による届出書（農業用施設）の受理について</li> <li>(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について</li> <li>(3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について</li> <li>(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について</li> <li>(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について</li> <li>(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について</li> </ul>
議	<p>長 無いようですので、以上で本日の審議を終了したいと思います。これで令和4年度第1回鳥取市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後2時55分</p>